２０２７年度

関西学院大学ロースクール

Ｂ日程

一般入試（法学既修者）

民　法　問題

《１０:００～１２:００》

○開始の指示があるまで内容を見てはいけません。

【民　法　問題】

次の文章を読んで、〔設問１〕から〔設問５〕に答えなさい。

〔事実１〕
２０２４年７月１日、Ａは、２０２５年７月１日を返済期日として、Ｂに対して５００万円を貸し付けた。貸付けに際しては、Ｃが連帯保証人となった。

〔設問１〕
２０３０年８月１日、Ａは、Ｂに対して５００万円の返還請求をした。Ｂはどのような抗弁を提出することができるか。条文を参照しつつ示せ。

〔設問２〕
２０３０年８月１日、ＡがＢに対して５００万円の返還請求をしたところ、５０万円のみ履行があった。その後、同年９月１日になっても残額の支払がなかったので、改めてＢに残額４５０万円の支払を求めることはできるか。

〔設問３〕
２０３０年６月１日、ＡがＢに対して５００万円の返還請求をしたところ、５０万円のみ履行があった。その後、同年８月１日になっても支払がなく、Ｂは行方不明となっていた。Ｃに残額４５０万円の支払を求めることはできるか。条文を参照しつつ示せ。

〔設問４〕
２０３０年８月１日、ＡがＢに対して５００万円の返還請求をしたところ、５０万円のみ履行があった。その後、同年９月１日になっても支払がなく、Ｂは行方不明となっていた。Ｃに残額４５０万円の支払を求めることはできるか。

〔事実２〕
Ｍが死亡し、妻Ｘ、子Ｎがいた。Ｍは遺産の大部分に相当する甲地をＸに「相続させる」と遺言したが、Ｎが先に法定相続分の相続登記をしてＹに自らの持分を譲渡した。

〔設問５〕

Ｙの登記名義につき、Ｘはどのような請求が可能か。

関西学院大学大学院司法研究科

2027年度入学試験　出題趣旨・解説・講評
【B日程：民法】

≪出題趣旨≫――――――――――――――――――――――――――――――――

〔設問1〕は、消滅時効の基本的な主張内容を確認する問題である。民法166条1項1号の消滅時効期間にかかる要件の検討に加え、144条に基づく援用が必要であることの指摘が必要である。

〔設問2〕は、時効完成後に一部の履行をすることを通じて債務の存在を承認した者による時効援用の可否を問う問題であり、リーディングケースである最大判昭和41年4月20日民集20巻4号702頁[百選Ⅰ39事件]を踏まえた検討が必要である。

〔設問3〕は、債務者が債務を承認することで生じる時効更新の効力が保証人に及ぶか否かを問う問題であり、問題状況の説明と457条1項に則した検討が求められる。

〔設問4〕は、債務者が時効完成後に一部の履行をすることを通じて債務の存在を承認した場合に、保証人に影響が及ぶか否かを問う問題である。時効更新と異なり、時効完成後の債務承認による時効援用権喪失の効力は相対的であることを指摘して検討することが求められる。

〔設問5〕かつて「相続させる遺言」と呼ばれていた遺言の方法について、現行法の理解を問う問題である。現行法では特定財産承継遺言として扱われ、899条の2第1項により、法定相続分（2分の1）までは登記なく抹消登記請求が可能だが、法定相続分を超える部分の承継については登記を備えなければ第三者に対抗できないことになる。

≪解説・講評≫――――――――――――――――――――――――――――――――

〔設問1〕は多くの答案が書けていたが、援用を要することに言及が欠けるものも見られた。

〔設問2〕は、リーディングケースである最大判昭和41年を踏まえた検討ができていない答案が相当数見られ、判例学習の不足が感じられた。

〔設問3〕は、457条1項の存在・内容を認識しているかが重要であるが、同項の摘示がない答案の他、同項の規律内容を誤解している答案も見られた。

〔設問4〕は、保証の基本的な法律関係の理解を試す問題であり、〔設問3〕と併せて保証の基本的な法律関係の理解ができていない答案が複数見られた。

〔設問5〕は、2018年の民法改正で新設された899条の2第1項の存在と、

その規律内容の正確な理解を試す問題であるが、同項の摘示ができていない答案が多かった。相続編の規定ではあるが、相続だけでなく物権変動の学習上も極めて重要な条文であり、法改正の動向にも一定の注意を払うことが求められる。

以　上